

平成 28 年第 8 回 農業委員会 総会 会議録

召集年月日	平成 28 年 8 月 30 日					
召集場所	滝上町役場第 1 会議室					
開閉会の日時 及び宣告	開会 平成 28 年 8 月 30 日 午前 9 時 45 分		議長 舟根 功			
	閉会 平成 28 年 8 月 30 日 午前 11 時 00 分		議長 舟根 功			
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の 別	議席 番号	氏 名	出・欠 の 別
	1	村田 牧子	出席	8	林 花美	出席
	2	張間 真之	出席	9	平石 茂	出席
	3	井上 秀幸	出席	10	日野 茂	出席
	4	池田 政隆	出席	11	片岡 照光	出席
	5	千葉 弘輝	出席	12	大西 義造	出席
	6	渡邊 誠一	出席	13	舟根 功	出席
	7	瀬川 博	出席			
会議録署名委員	池田 政隆			千葉 弘輝		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	木村 克也	係長	河本 佳尚	書記	原 英伸
議事日程	報告第 1 号 会長の動向について 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可について 議案第 1 号 農用地利用集積計画の決定について (議事参与制限) 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について (議事参与制限) 議案第 3 号 町長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会 長に委任する規則の一部改正について 議案第 4 号 あっせんの申し出について (議事参与制限) 議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請につい て					
会議の経過	別紙のとおり					

議長 在任委員13名、出席委員13名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、会議規則第8条の規定により会議は成立いたしました。

これより、第8回農業委員会総会を開催いたします。

日程第1. 会議録署名委員の指名を行います。
会議規則第10条の規定により4番池田委員、5番千葉委員の両名を指名いたします。

日程第2. 報告第1号. 会長の動向

8月8日に全国農業会議の専務及び北海道農業会議の岡村会長他、総勢6名が全国農業新聞の拡大普及のお願いということで来町しました。

内容については、北海道の普及部数が全国第5位、農業委員数に対する普及率が全国で41位と低いので、まずは、農業委員一人一部の購読のお願いしたいということでした。

強制するものではありませんが、農業委員会の情報誌ということもあり、これを機会に滝上町農業委員会としてもご協力願いたいとのことです。

日程第3. 報告第2号. 農地法第5条の規定による許可について上程いたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、6月28日開催の第6回総会で審議いたしました農地法第5条の転用許可申請について、北海道農業会議に諮問した結果、許可相当の答申がありましたので、会長専決により平成28年7月26日付けで許可しておりますので報告いたします。

議長 ただいま、報告のありました件について質疑ございませんか。
(なしの声)

無いようですので本報告を了承することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。本報告を了承することといたします。

日程第4. 議案第1号. 農用地利用集積計画の決定について議題といたします。なお、これは日野委員に関する案件ですので議事に参与できませんので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、農用地利用集積計画の期間満了に伴う賃貸借の更新であります。場所については、9ページの図面をご参照ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。

計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。

本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。

日程第5 議案第2号. 農用地利用集積計画の決定について議題といたします。なお、これは井上委員に関する案件ですので議事に参与できませんので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、農用地利用集積計画の期間満了に伴う賃貸借の更新であります。場所については、12ページの図面をご参照ください。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。
(異議なしの声)
全員異議なしと認めます。
本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。

日程第6. 議案第3号. 町長の権限に属する事務の一部を農業委員会に委任する規則の一部改正について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長朗読)

局 長 本件は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、町長から事務委任を受けている件であります。事務委任については平成17年から受けておりますが、以後必要に応じて、委任規則を改正してきております。今回も町長との協議に基づき新たな事務委任等の案件について審議を求められております。14ページをご覧ください。

左側が現行の規則で、右側が改正後の規則案となっております。

変更部分を赤字で表示しております。

まず題名であります。これまでは委任する規則ということだったので、今回は委任及び補助執行させる規則と題名を改正いたします。

それに伴いまして、第1条の趣旨についても同様の理由でより改正いたします。

第2条につきましては、見出しを委任という形にしまして、(2)のところで、農業経営基盤強化促進法第7条第1項に規定する農地売買等事業というものを今回新たに追加いたしております。

これは、農地保有合理化事業のことなんですが、平成26年度に中間管理事業がスタートして、それに伴いそれを担う組織が中間管理機構ということで、従前の農地保有合理化事

業が農地売買等事業という特例事業として名称を変えております。

この分について、これまで委任をするという中に入っていない状況でしたので、今回の規則改正を機にこの部分についてきちんと頭出しするということでもあります。

16ページになりますが、見出しとして補助執行、第3条町長は農業委員会の事務を補助する職員に農業委員会委員の選任に関する事務を補助執行させるものとする。ということで今回新しい制度に基づき今後、農業委員が選出されることとなりますが、それに向けて整理すべき事務を農業委員会の事務局職員に担わせるということになっております。

今回、補助執行というのが新たに加わっておりますが、第2条の委任と補助執行との違いなんです、委任の方は対象となる事務の指揮監督権も含めて全て農業委員会に移る形になります。

したがって、農業委員会の責任の下で事務が行われます。

これに対して補助執行の方は指揮監督権は町長に残ります。

農業委員会の事務局職員は町長部局の職員に変わって、事務を行います、最終の意思決定は町長が行い、責任も町長にあるということです。

議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。本件につき事務委任規則の改正を了承することでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件は了承することといたします。

日程第7. 議案第4号. あっせんの申し出について議題といたします。なお、これは大西委員に関する案件ですので議事に参与できませんので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、あっせんの申し出であります。

8月25日付けで滝美町、大西義造さんから農地を貸したい旨の申し出がありました。

場所は、19ページと20ページに示しておりますが、19ページの農地については、現在、農地法3条により滝上町農業振興公社に本年11月30日まで賃借していますが、貸主借主ともに更新しないということですので、今回あっせんに出すものであります。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑を打ち切ります。

本件について、あっせんすることでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。

本件はあっせんすることに決定しました。

あっせん委員の指名を行います。

あっせん委員に4番池田委員、7番瀬川委員、11番片岡委員を指名いたします。

議長 日程第8.議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、農地法第3条の許可申請であります。7月21日付で貸主が若杉馨さん、借主が長屋栄一さんで賃貸借の許可申請がありました。場所については、22ページの図面のとおり大西さん宅付近の農地です。なお審議の際には別紙「3条の許可基準表」をご参照ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑を打ち切ります。

本件は、現地調査が必要ですので審議保留といたします。

それでは、現地確認のため休憩といたします。
なお、この現地確認にあわせて、大西さんからあっせんの
申し出のあった農地についても、確認したいと思っておりますの
でよろしく申し上げます。

(休憩)

議 長 休憩を解きまして会議に戻します。
議案第5号について審議します。
では、この件につき意見を求めます。

瀬川委員 ただ今全員で現地をみて参りましたが、許可基準に照ら
しあわせても問題はないので、許可相当と思えます。

ただ今、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異
議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。本件は許可することに決定しま
した。

以上で全議案が終了いたしました。これで第8回農業委員
会総会を終了いたします。